

○総務省告示第三百十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後			改正前		
	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	「一 略」	「略」	「略」	「同上」	「一 同上」	「同上」
随時介護を要する状態	「一 略」	「略」	「略」	「同上」	「一 同上」	「同上」
	<p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七千九百九十円以下であるときに限る。）</p>	<p>月額九万七千九百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>月額四万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下であるときに限る。）</p>	<p>月額八万五千四百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>	<p>月額四万二千七百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>

附 則

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。